

京都府山村振興基本方針

所管課：農村振興課
根拠となる法律：山村振興法
(平成 27 年度～)

■ 趣旨

山村振興法に基づき指定された山村の振興に関する計画（市町村作成）の規範となる都道府県の方針です。

京都府では、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担う振興山村における交通、情報通信、産業基盤、経営近代化、文教、社会・生活環境、集落整備、国土保全、交流、森林・農用地等の保全、担い手、鳥獣被害防止施策等、広範囲に渡る現状、問題点及びその対策等について、施策方針と主な取組をおおむね 10 年間を目標として平成 27 年度に策定しました。

■ 基本方針と主な取組 <目標年:おおむね 10 年間>

○ 交通施策

- ◆ 高速道路網及び広域幹線道路網、インターアクセス道路の整備等
- ◆ 通学路等必要性の高い区間について、交通安全対策としての歩道等の整備

○ 情報通信施策

- ◆ 携帯電話不感地域の解消、超高速ブロードバンド利用可能世帯の拡大等の基盤整備に係るハード面の整備
- ◆ スマートフォンアプリによる防災情報等の迅速な共有

○ 産業基盤施策

- ◆ 効率的かつ持続的な力強い農業構造への転換に向けた、ほ場、用排水路、農林道、ため池等の生産基盤整備の推進

○ 経営近代化施策

- ◆ 京野菜、宇治茶等の付加価値の高い品目の生産拡大と流通の多様化の促進

○ 文教施策

- ◆ 農山村における伝統技能の登録促進や、郷土食・行事食、伝統的行催事等、優れた伝承文化の継承と保存

○ 社会・生活環境施策

- ◆ 公共下水道、集落排水、浄化槽等の地域の実状に応じた計画的・効率的な整備
- ◆ 農山村公園、生活道路、U I J ターン者用住宅整備、移住促進のための空き家改修、生活基盤整備の促進
- ◆ 医師派遣システムの構築等、医療不足地域対策の推進

○ 高齢者福祉施策

- ◆ 就農支援講座の充実等、定年帰農への支援
- ◆ 道路交通環境、住宅、公共施設等のバリアフリー化の推進

○ 集落整備施策

- ◆ 住民が主体的に行う集落機能の維持増進活動への支援
- ◆ 農林地や土地改良施設の維持管理対策の推進

○ 国土保全施策

- ◆ 河川改修等の治水対策の推進
- ◆ 森林の有する国土保全機能、洪水緩和機能等の発揮のための治水施設等の整備と多様な森林整備の推進

○ 交流施策

- ◆ 「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」構想の推進

○ 森林、農用地等の保全施策

- ◆ 間伐材等の加工及び需要拡大の促進
- ◆ 日本型直接支払制度の推進

○ 担い手施策

- ◆ 人材育成拠点等を活用した新規就農者の確保・定着と担い手の育成
- ◆ 6 次産業化や農業ビジネス等の促進

○ 鳥獣被害防止施策

- ◆ 被害を軽減する新技術の開発と普及

○ その他施策

- ◆ 住民の共助・互助や集落間連携による持続可能な地域づくり